

岡山市公共施設等総合管理計画 個別施設計画

(岡山市教育相談室・岡山市児童生徒支援教室)

令和2年8月(策定)

令和8年3月(改訂)

岡山市教育委員会事務局学校教育支援課

1 計画の対象施設

(1)岡山市教育相談室

①教育相談室とは

市内在住の幼児及び児童生徒、保護者、教職員を対象に、不登校やいじめ等に関して、面接等による教育相談に応じたり、児童生徒の集団への適応性を高めるための支援、指導を行ったりする施設です。

平日及び土曜日に開室し、心理判定員、教育相談員等のスタッフが常駐して、相談を受けたり支援や指導を行ったりしています。

②施設について

- ・名称：岡山市教育相談室
- ・住所：〒703-8236 岡山市中区国富三丁目9番12号
- ・延床面積：150㎡
- ・構造：鉄骨造
- ・電話番号：(086)207-2170
- ・沿革：昭和61年 幸町図書館4階に開室。
平成元年 深柢幼稚園に移転。
平成15年 旧清輝幼稚園跡地に移転。
平成30年 岡山市立操山公民館に移転。

③業務内容

○電話相談・面接相談

心理判定員及び教育相談員が、不登校やいじめ等に関して、児童生徒、保護者、教職員からの相談に応じます。

○専門相談

医師による医療相談や、情緒面の発達に関して専門家が、相談に応じます。

○訪問相談

家庭に引きこもりがちな不登校児童生徒を対象に、訪問相談員が各家庭に週1回1～2時間程度訪問し、教育相談を行います。

○ふれあい親の会（不登校児童生徒の親を支える会）

毎月1回、不登校児童生徒の保護者の方が気軽に話し合える場を提供します。

○土曜ひろば（不登校児童生徒を支える会）

毎月1回、不登校児童生徒が、相談員やボランティアと一緒に、各自の興味に合わせて、軽スポーツや学習に取り組む場を提供します。

(2)岡山市児童生徒支援教室

①児童生徒支援教室とは

市内在住の不登校や、その傾向のある子どもを対象に教育相談やさまざまな体験活動、学習支援等の社会的自立に向けた支援・指導を行っている施設です。

平日に開室し、心理判定員、指導員等のスタッフが常駐して児童生徒に対して、支援・指導を行います。また保護者等からの相談も受け付けています。

②施設について

○トラングルー宮

- ・住 所：〒701-1211 岡山市北区一宮 855 番地 2
- ・延床面積：479.58 m²
- ・構 造：木造
- ・電話番号：(086)284-8450
- ・沿 革：平成4年、旧中山幼稚園跡地に設置。
平成26年、施設新築。

○ラポート牧山

- ・住 所：〒701-2144 岡山市北区中牧 457 番地
- ・延床面積：1,485.01 m²
- ・構 造：鉄筋コンクリート造、木造
- ・電話番号：(086)228-3115
- ・沿 革：平成10年、旧牧山幼稚園跡地に設置。
平成16年、旧牧山分校跡地に移転。
平成29年、耐震化工事

○あおぞら操山

- ・住 所：〒703-8236 岡山市中区国富三丁目9番12号（岡山市立操山公民館3階）
- ・延床面積：450 m²
- ・構 造：鉄骨造
- ・電話番号：(086)207-2830
- ・沿 革：平成15年、旧清輝幼稚園跡地に設置。
平成30年、岡山市立操山公民館に移転。「あおぞら清輝」から改称。

○すまいる瀬戸

- ・住 所：〒709-0856 岡山市東区瀬戸町下146番地1（瀬戸町健康福祉の館1階）
- ・延床面積：144 m²
- ・構 造：鉄筋コンクリート造
- ・電話番号：(086)952-9161
- ・沿 革：平成25年、瀬戸町健康福祉の館1階に設置。
平成27年、耐震工事完了。
平成30年、瀬戸町健康福祉の館の一部（延床面積128 m²）を所管換え

○そよかぜ平福

- ・住 所：〒702-8036 岡山市南区三浜町一丁目1番19号（平福コミュニティハウス2階）
- ・延床面積：273 m²
- ・構 造：木造
- ・電話番号：(086)230-6750
- ・沿 革：平成30年、岡山市中央卸売市場に暫定的に設置。
令和4年、平福コミュニティハウスに移転。「南部適応指導教室」から改称。

③業務内容

○教育相談

相談員が、不登校等に関して、児童生徒及び保護者の相談に応じます。

○自立支援

指導員等が、通室する児童生徒にさまざまな体験活動や学習支援等の自立に向けた指導・支援を行います。

○その他

- ・不登校等に関する調査・研究を行います。
- ・学校及び関係機関との連携を行います。
- ・リーフレットや活動の記録を作成し、学校及び関係機関に配付します。

2 個別施設計画の計画期間

本計画の計画期間は、総合管理計画が令和8年度からの10年間の計画であるため、令和8年度を始期とする今後10年間(令和8年度～令和17年度)とします。

なお、状況の変化があった場合には、適宜見直しを行います。

3 対策の優先順位の考え方

施設維持管理を徹底し、不具合の生じた設備や老朽化した工作物については、緊急性・危険性等を考慮し、優先的なものから対応するとともに、経費の平準化、ライフサイクルコストの縮減及び施設の長寿命化を図り、日常的な点検の強化や定期的な施設性能の把握に努めます。

(1)耐用年数について

施設の長寿命化に向けては、法定耐用年数を上回る年数(以下「目標耐用年数」という。)を設定し、計画的な施設保全に取り組んでいくことが必要となります。このため、個別施設計画では、以下のよう目標耐用年数を設定し建物の長寿命化を図ります。

- ①鉄筋コンクリート造：目標耐用年数90年に設定、その間に外壁改修、屋根または屋上防水改修
- ②鉄骨造：目標耐用年数60年に設定、その間に外壁改修、屋根または屋上防水改修
- ③木造：目標耐用年数50年に設定、その間に外壁改修、屋根または屋上防水改修

ただし、建物の寿命は、構造、立地条件、使用状況の違いなどによっても変わるため、目標耐用年数を使用し、躯体の健全性や劣化の状態等により、更なる使用に耐えうる建物については、長寿命化を図る改修工事を行い、15年を目途に目標耐用年数を延長し、ライフサイクルコストの縮減に努めます。

※参考：国土交通省損失補償取扱要領

建物の構造	耐用年数
鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造 (ホテル、百貨店、劇場等～事務所、住宅、学校等)	80年～90年
鉄骨造(肉厚4mm～9mm)	60年
木造(公庫建築～上等の一般建築)	48年～60年

(2)大規模改修・維持改修について

建物の長寿命化を図るため、定期的な点検等で劣化等の確認を行い、結果をもとに改修時期や改修方法を検討します。また、^{*}予防保全の考え方に基づき、改修については、①大規模改修、②維持改修(修繕)に分類し、計画的に行います。

※予防保全：構造物や建築物の損傷が顕在化する前に予防的に対策を行う管理手法

4 個別の施設の状態等

全ての施設において、耐震化は終わっています。

■施設の現状等

施設名称	建築年	構造	経過年数	耐震化	施設名称	建築年	構造	経過年数	耐震化
トラングルー宮	2014年	木造	11	—	すまいる瀬戸	1995年	鉄筋コンクリート造	30	平26
レポート牧山	1978年	鉄筋コンクリート造	47	平29	そよかぜ平福	2021年	木造	4	—
	1994年	木造	31						
教育相談室 あおぞら操山	2018年	鉄骨造	7	—					

5 対策内容と実施時期

今後は長寿命化を図るため、予防保全の考え方に基づき、計画的に外壁や屋根・屋上等の改修工事や空調設備等の設備更新を行っていきます。

さらに、施設の維持管理を徹底し、不具合の生じた設備や老朽化した工作物については、緊急性・危険性等を考慮し、優先的なものから対応するとともに、経費の平準化、ライフサイクルコストの縮減及び施設の長寿命化を図り、日常的な点検の強化や敵的な施設性能の把握に努めます。

6 対策費用

対策費用については必要に応じて修繕の費用を確保します。